

「商工会は、行きます、聞きます、提案します」 ～会員満足向上運動展開中～



遠野商工会報

発行責任者 遠野商工会 会長 佐々木 弘志 No.135 (令和2年11月15日発行)
本 所 〒028-0522 遠野市新穀町 6-1 電話 62-2456 F A X 62-2356
宮守支所 〒028-0304 遠野市宮守町下宮守 30-48-2 電話 67-2230 F A X 67-2237
メール : shokokai@echna.ne.jp ホームページ : <http://www.shokokai.com/tohno/>



めがね橋(宮守川橋梁)が2020年 日本夜景遺産 “ライトアップ夜景遺産” 認定！ 祝賀イベント開催。

宮守町あきない会では、めがね橋の“ライトアップ夜景遺産”認定を祝し、お祝いイベントを開催(10/15~17)致しました。10月15日には花火の打ち上げも実施されました。ライトアップされた“めがね橋”と、その上空を彩る打ち上げ花火の風景が、銀河鉄道の夜を連想させる景色を作りだしていました。

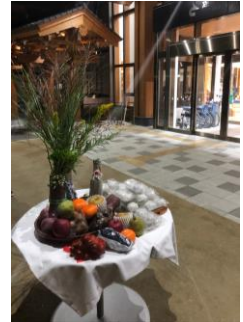
1980年代末に旧宮守村商工会青年部のメンバーによって橋のライトアップが開始されました。県内でも珍しい通年型のライトアップ名所として知られています。深い山々に囲まれた夜空の下、大正から昭和時代にかけて造られた巨大な構造物が緑や橙、青色の光によって闇夜に浮かびます。ノスタルジックで幻想的な夜景を楽しんでみてはいかがでしょうか。

(開催期間：通年、点灯時間：日没～22：00)

遠野町家の観月会 ～十三夜～



10月29日（木）に遠野町家の観月会が遠野市役所庁舎前で開催されました。今回は、女性部員等24人が参加し、秋の叙情歌が披露されました。



～観月会の様子～

駅前広場イルミネーション開催中

毎年恒例となってきました遠野商工会青年部主催『駅前広場イルミネーション』!!!
今年度もグレードアップして開催いたします。

今回は市内保育施設の年長さんによる“幸運をもたらす座敷わらし”と“悪霊退散アマビエ”のぬり絵も掲示します。個性豊かな“座敷わらし”と“アマビエ”が皆様の来場をお待ちしています。



点灯期間 令和2年11月2日～令和3年1月中旬（予定）
（※点灯期間は天候状況などで変更になる場合がございます）
期間中 毎日点灯 午後5時から午後11時



設置場所 JR遠野駅前広場

部員増強運動中！ あなたも一緒に地域を元気にしませんか？

同じ志を持った全国の商工会員と新たなビジネスネットワークの構築も可能です。
活動の詳細や入部の手続き等は、青年部・女性部事務局まで



青年部では女性部員の加入も
歓迎いたします。

新入会者のご紹介

| 番号 | 事業所名 | 代表者 | 業務内容 | 住所 |
|----|-----------------------|---------|------------|------|
| 1 | 来い来い | 北田 輝夫 | 飲食業 | 新穀町 |
| 2 | 爽快倶楽部 | 佐々木 由紀子 | マッサージ業 | 宮守町 |
| 3 | さとう不動産 / 佐藤 淳 行政書士事務所 | 佐藤 淳 | 不動産業/行政書士業 | 中央通り |
| 4 | おのひづめ | 菊池 幹郎 | 飲食店 | 新穀町 |
| 5 | MG企画 | 桑畑 学 | 薪製造・販売業 | 上郷町 |
| 6 | 植山美里 | 宮本 美里 | 飲食業 | 松崎町 |
| 7 | 菅原整骨院 | 菅原 史勇 | 整骨院 | 松崎町 |

商工会会員増強運動実施中

(令和2年10月15日現在)

商工会員だけのメリットです

無担保・無保証人・低金利で事業資金調達をサポート

日本政策金融公庫の マル経融資

■融資額 2,000万円以内

※東日本大震災の直接被害、間接被害を受けられ、被害証明書等を提出できる方は、通常枠と別枠1,000万円以内(当初3年間/年0.31%、4年目以降/年1.21%)の利用が可能です。

■返済期間 ★運転資金 7年以内
(据置期間1年以内)

★設備資金10年以内
(据置期間2年以内)

■貸付利率 1.21% (令和2年10月1日現在)

家族の夢！応援します 国の教育ローン

■ご融資額 学生1人350万円以内

■返済期間 15年以内
(在学中元金据置可)

■返済利率 年1.70%
(令和2年10月1日時点)

■資金使途 学校納付金、受験費用、
住居費用等

■お問合せ (株)日本政策金融公庫
(電話 0570-008656)



恒例 遠野商工会野球大会・ソフトバレーボール大会 中止

例年、会員事業所従業員の健康の増進と、親睦を図ることを目的として実施致しております“遠野商工会野球大会”及び“ソフトバレーボール大会”は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点より今年度の開催を中止といたしましたので、お知らせ致します。

大会を楽しみにされていた会員従業員の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

**経営者の
退職金**

平成23年1月からは個人事業主の「共同経営者」も2名まで加入できるようになりました。共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で下記の条件を満たす方で、いわゆる事業専従者です。

- 掛金は全額所得控除
- 無理のない掛金
月額1,000円~70,000円の
範囲で自由に選択
- 共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ
- 受取り時には税制面での大きなメリット
- 災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能



安心 活気 やる気

働くみんなに **退職金効果!**

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

税務署での面接によるご相談は**事前予約**をお願いします

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談予約をお願いしております。

電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は所轄の税務署に電話をおかけいただき、最初の音声案内で②番を選んで相談日時を予約してください。

予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

(☎釜石税務署：0193-25-2081)

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

- 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）
 - ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
 - ・ 納税について誠実な意思を有する。
 - ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
 - ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。
- 現行の猶予が認められると…
 - ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
 - ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。
- ※ 令和2年中における延滞税の利率 申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

- 延滞税なし
- 1年間猶予
- 無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。
- (注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➤ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8：30～17：00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると…

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気がかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予 検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページ、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

決算説明会 中止のお知らせ

毎年12月上旬に開催されております釜石税務署主催の決算説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が中止となりましたのでお知らせ致します。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

経済産業省 中小企業庁

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を
下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象、令和3年1月15日(金)まで申請が可能です。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に存在している方などには特例があります。
※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

| | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| 中堅・中小企業、 小規模事業者 上限 200万円 | フリーランスを含む 個人事業者 上限 100万円 |
| 給付額 前年の売上(事業収入) - (前年同月比▲50%の売上×12ヶ月) | |

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンで申請 持続化給付金 検索 スマホでも申請

持続化給付金相談窓口

0120-279-292 IP電話専用回線 03-6832-6631

受付時間 8:30-19:00 (土曜・祝日を除く) 相談期間 9/1(火)~2/28(日)予定

申請に必要な書類

※詳細は申請要領等をお読みください。代替を認める書類もあります。

- 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え**
 - 法人
 - 確定申告書(第1表)
 - 確定申告書別表1
 - 青色申告決算書
 - 個人
 - 確定申告書(第1表)
 - 確定申告書別表1
 - 青色申告決算書
- 売上減少となった月の売上台帳の写し**
- 通帳写し**
- (個人事業者のみなさま)身分証明書の写し**
 - 運転免許証
 - マイナンバーカード
 - 在留カード
 - 住民基本台帳カード
 - パスポート

詳しくはホームページでご確認ください。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

[中小法人・個人事業者のための]

家賃支援給付金

給付対象者

2020年5月から12月の間に1,2のいずれかにあてはまる事業者の方は事業継続を下支えるため、地代・家賃の負担を軽減する

家賃支援給付金を申請できます

- 1 1 whichever 1 month of sales is compared with the same month of the previous year and is **50% or more** reduced.
 - 2 2 The total sales for 3 consecutive months is compared with the total sales for the same period of the previous year and is **30% or more** reduced.
- 申請締切 2021年1月15日**

給付額

| | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 中堅・中小企業や 小規模事業者 最大 600万円 | 個人事業者 最大 300万円 |
| を一括で支給します | |

給付額の算定方法
申請日の直前1か月以内に支払った賃料(月額)をもとに算定した月額給付額の6倍

- 必要書類**
- 1 1 Documents for application: Sales that decreased in the month/period compared to the month/period of the previous year.
 - 2 2 Documents for application: Sales that decreased in the month/period of sales ledger, etc.
 - 3 3 Documents for application: Copy of loan agreement.
 - 4 4 Documents for application: Documents proving payment performance for the 3 months immediately before.
 - 5 5 Documents for application: Bank account information for remittance of the grant.
 - 6 6 Documents for application: Copy of personal identification documents.

年金や社会保険の疑問や相談に **社会保険相談日**

相談は、事前予約制になっております。相談日の前日までに、必ず花巻年金事務所まで電話で申込み下さい。★予約電話番号：0198-23-3351

- 相談日 (毎月1回 木曜日)
12月3日 1月7日 2月4日 3月4日
- 時間 10時30分～15時30分
- 会場 遠野市役所本庁舎3階中会議室B (会場があすもあ遠野から変更になっております。)
- 持参するもの 年金の番号がわかる「基礎年金番号通知書」、「年金手帳」、「年金証書」等

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

岩手県最低賃金 793円

令和2年10月3日発効 時間額

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金より低い賃金を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金の計算には、精進手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- 岩手労働局長の許可(最低賃金の減額特別許可)を受けることにより、断続的労働に従事する労働者等に対し、減額した最低賃金が適用されることがあります。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

- 以下の6産業については、特定(産業別)最低賃金が設定されています。
なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。
(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **850円** 令和元年12月28日発効

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **827円** 令和元年12月28日発効

- 手作業による包装、袋詰め又は折り取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **818円** 令和元年12月28日発効

- ①手作業による包装又は袋詰め業務
②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又は折り取りの業務に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

百貨店、総合スーパー

時間額 **800円** 平成30年12月28日発効

令和元年は改正されませんでしたので金額は変更ありません。

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。

自動車小売業

時間額 **861円** 令和元年12月28日発効

注:「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。

当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金**790円**が適用されます。

詳しくは、岩手労働局労働基準部貸室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。
岩手労働局貸室：019-604-3008 岩手労働局ホームページ <https://site.mhlw.go.jp/wate-roudoukyoku/>
各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455 釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231
一 間：0191-23-4125 大畑：0192-26-5231 二 戸：0195-23-4131



事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じて社会参加できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|-------------|
| | 現行 | 令和3年3月1日以降 |
| 民間企業 | 2.2% ⇒ | 2.3% |
| 国、地方公共団体等 | 2.5% ⇒ | 2.6% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.4% ⇒ | 2.5% |

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか?
A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間) 令和3年2月1日以前については現行の法定雇用率(2.2%)、令和3年3月のみ新しい法定雇用率(2.3%)で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間) 新しい法定雇用率(2.3%)で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか?
A2. 障害者を雇用のための各種助成金や職業訓練に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>



**【新型コロナウイルス対策】令和2年度岩手県補正予算
地域企業感染症対策等支援事業費補助金**

**「新しい生活様式」
を応援します！**

補助上限
10万円

補助対象経費
の10/10

事業者の皆さんが、感染症対策や
業態転換に活用できる補助金です

この補助金は、事業者の皆さんが各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む**感染症対策**「飛沫感染防止の亚克力板やビニールカーテン、非接触式体温計や消毒液の購入」などの経費を補助するものです。

また、**飲食店**が新たに**業態転換**（テイクアウトや宅配等）に要した経費も対象です。

【対象者】

① 中小企業者（NPO法人等を含む）
又は個人事業主で、
② 来店型の店舗を県内に有する事業者
・ 飲食業 ・ 小売業 ・ サービス業
※ 中小企業者を構成員とする団体も可

【補助額】
補助対象経費について、10万円を上限に実費（実際に支払った金額）を補助します。

【補助対象期間】
令和2年4月～12月
※ 令和2年4月1日以降に購入・支払した経費も支払いの確認ができれば対象とします。

【対象となる対策事例】

亚克力板

センサー式
水道蛇口

ビニール
カーテン

テイクアウト
メニュー表作成

【提出書類】

- **申請書類** （申請様式については県ホームページをご覧くださいか商工会にお問い合わせください）
 - 様式1 申請書件請求書
 - 様式2 補助事業の内容（鉄道業・道路旅客運送業は“様式2-2” 中小企業者を構成員とする団体は“様式2-3”）
 - 様式3 交付申請チェックリスト
 - 様式4 誓約書
 - 様式5 代理受領に関する委任状<申請者と口座名義が異なる場合>

● **添付書類**

| 項目 | 備考 |
|--------------------------------|--|
| 【個人事業主】本人確認書類の写し（事業主又は代表者） | 運転免許証、パスポート、健康保険証など（マイナンバーカードの場合は、マイナンバーは黒塗りで消すこと） |
| 【法人】法人登記事項証明書又は法人番号が分かる資料の写し | 法人番号が分かる資料（法人番号指定通知書、法人番号公表サイトの検索結果画面の画面印刷等） |
| 【その他団体】団体の概要、団体の規模が分かる資料の写し | ①資本金額、出資額、従業員数が要件を満たすこと、②対象業種を事業として行っていることがわかるもの |
| 【中小企業者を構成員とする団体】団体の概要が分かる資料の写し | 構成事業者一覧 等 |
| 対象経費についての証拠書類の写し | 領収証、レシート、発注・契約書等（①支払者と支払先、②経費の内容、③支出金額、④支払日が確認できるもの） |
| 受取口座通帳の写し（申請者名義のもの） | ①店番号、②口座番号、③名義（カタカナ）がわかるもの |

【提出方法 等】

- 店舗・事業所が所在する商工会・商工会議所へ提出願います。（郵送での提出を推奨します）
- 募集期間は**令和3年1月8日まで**を予定しています。
（補助対象期間は**令和2年4月1日から令和2年12月31日まで**の間に発注、契約及び支払が完了した経費を対象とします）
- 対象業種・対象経費等ご不明な点は遠野商工会までお問い合わせください。

詳しい募集要項を岩手県のホームページに掲載しています。
必ず申請前にご確認ください。

岩手県 新型コロナ・新しい生活様式に対応した感染症対策を支援します 検索

